

**重要事項説明書**  
**(介護予防) 通所利用契約書**

**地方独立行政法人長野県立病院機構**  
**長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」**  
**介護保険事業所番号 第2052580038号**

# 長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」 重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

## 1 施設の概要

### (1) 施設の名称等

・施設名	長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」
・開設年月日	平成6年5月30日
・所在地	長野県下伊那郡阿南町北條2009-1
・電話番号	0260-22-3800
・ファックス番号	0260-31-1085
・管理者名	所長 田中雅人
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(2052580038号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような理念及び基本方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [阿南介護老人保健施設の理念]

私達は、常に利用者さんやご家族と真摯に向き合い、ふれあいの心を大切にし、利用者さんの様々なニーズにこたえられる介護サービスを実践します。

#### [阿南介護老人保健施設の基本方針]

- 1 私達のできる最良の介護・医療サービスを提供し、家庭生活への早期復帰を目指し、また日常生活が円滑に送れるよう日常生活に役立つ機能維持・回復に努めます。
- 2 私達は、利用者さん一人一人の人権を尊重し、ご家族を含めての十分な説明と、ご理解とご同意に基づいた介護・医療サービスを提供します。
- 3 私達は、常に最先端の知識・技術の習得に努め、より質の高い介護・医療サービスを提供します。
- 4 私達は、町村や他介護・福祉関係事業所との連携を強化することにより、地域から必要とされる施設になることを目指します。
- 5 私達は、健全経営の維持に努め、長期的に持続可能な施設の在り方を追求します。

### (3) 施設の職員体制・・・兼務の先は、併設する阿南病院である。

職 種	職 員 数	業 務 内 容
医 師	1 以上 (兼務)	医療行為 (診断・治療)
看 護 職 員	5 以上	療養上の世話、診療補助
介 護 職 員	1 2 以上	療養上の世話
薬 剤 師	1 以上 (兼務)	薬の処方、服薬指導
支 援 相 談 員	1 以上	相談、他施設との調整
理学療法士 作業療法士・言語聴覚士	1 以上 (兼務)	リハビリテーション
管理栄養士	1 以上	栄養管理、指導

介護支援専門員	1以上 (他職種と兼務)	施設サービス計画作成
事務職員	1以上(兼務)	給付費請求、支払事務

- (4) 入所定員等 ・定員 50人  
                   ・療養室 個室 2室、4人室 12室
- (5) 通所定員 10人

## 2 サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- (4) 食事（食事は原則として食堂でお取りいただきます。）  
         朝食 7時30分～  
         昼食 12時00分～  
         夕食 18時00分～
- (5) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (6) 医学的管理・看護
- (7) 介護（退所時の支援も行います。）
- (8) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (9) 相談援助サービス
- (10) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (11) 送迎サービス
- (12) 理美容サービス
- (13) 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用します。）
- (14) その他  
         これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3 併設医療機関等

当施設では、下記の医療機関を併設し、また、歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応しています。

- (1) 併設医療機関
     ・名称 長野県立阿南病院  
     ・住所 長野県下伊那郡阿南町北條2009-1
- (2) 協力歯科医療機関
     ・名称 みやじま歯科医院  
     ・住所 長野県下伊那郡泰阜村温田8345-13

### ◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「入所利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮ください。
- (2) 面会時間は、別途説明させていただきます。面会の際は面会票へ氏名の記入をお願いいたします。

- (3) 外出または外泊を希望される時は、あらかじめ職員にお申し出ください。
- (4) 飲酒・喫煙はご遠慮ください。
- (5) 施設ご利用の際は、多額の金銭や貴重品等をお持ちにならないようお願いいたします。
- (6) 金銭等の管理については、原則行いませんのでご承知ください。
- (7) 施設医師が必要と判断した場合には医療機関への受診をしていただき、その際にはご家族の付添いをお願いいたします。
- (8) 居室で電気器具（テレビ、電気毛布等）の使用を希望される場合は職員までお申し出ください。
- (9) 施設内へは、火器・危険物など他の利用者の迷惑となるような物品は持ち込まないでください。
- (10) 介護保険証等に変更がある場合は、すみやかに事務所までご連絡ください。
- (11) 転倒転落の危険がある場合は、利用者の安全を確保するためにセンサーベッド等の見守り機器を使用することがあります。

## 5 非常災害対策

- (1) 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、非常階段、避難用スロープ、他
- (2) 防災訓練      年2回

## 6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7 要望及び苦情等の相談

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、下記の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者：支援相談員

○苦情解決責任者：所長

○受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

○受付方法：①口頭による受付 ②意見箱への投書による受付 ③電話・FAXでの受付  
電話：0260-22-3800 FAX：0260-31-1085

### (2) 行政機関との他苦情受付機関

○長野県国民健康保険団体組合 介護保険課 苦情処理係

長野県長野市西長野 143-8 長野県自治会館4階

TEL：026-238-1580 FAX：026-238-1581

苦情相談受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

○苦情処理窓口

松川町 保険福祉課

TEL：0265-36-7034 FAX：0265-36-5091

高森町 健康福祉課

TEL：0265-35-3111 FAX：0265-35-8294

阿南町 民生課

TEL：0260-22-4051 FAX：0260-22-2576

阿智村 民生課

TEL：0265-43-2220 FAX：0265-43-3940

平谷村 住民課

TEL：0265-48-2211 FAX：0265-48-2212

根羽村 住民課

TEL：0265-49-2111 FAX：0265-49-2277

下條村 福祉課

TEL：0260-27-1231 FAX：0260-27-1228

売木村 住民課

TEL：0260-28-2311 FAX：0260-28-2135

天龍村 住民課

TEL : 0260-32-2001 FAX : 0260-32-2525

泰阜村 福祉課

TEL : 0260-26-2111 FAX : 0260-26-2553

喬木村 住民課

TEL : 0265-33-5123 FAX : 0265-33-3679

豊丘村住民課

TEL : 0265-35-9060 FAX : 0265-35-9065

大鹿村 保健福祉課

TEL : 0265-39-2001 FAX : 0265-39-2269

飯田市 介護高齢課

TEL : 0265-22-4511 FAX : 0265-22-4544

## 8 その他

当施設についての詳細は、パンフレット等を用意してありますので、ご請求ください。

# 通所リハビリテーションについて

(令和7年1月1日現在)

## 1 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

- (1) ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- (2) 介護保険証及び介護保険負担割合証に変更があった場合は、速やかに職員までご連絡ください。

## 2 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご本人、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

## 3 利用料金

### (1) 基本料金

- ①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、所得による負担割合及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1割負担の方の1日あたりの自己負担分です）

要介護区分	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	369円	383円	486円	553円	622円	715円	762円
要介護2	398円	439円	565円	642円	738円	850円	903円
要介護3	429円	498円	643円	730円	852円	981円	1,046円
要介護4	458円	555円	743円	844円	987円	1,137円	1,215円
要介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円	1,290円	1,379円

※8時間以上の延長サービスを行った場合は上記の金額に上乗せされます。

- ・ 8時間以上9時間未満 50円
- ・ 9時間以上10時間未満 100円
- ・ 10時間以上11時間未満 150円
- ・ 11時間以上12時間未満 200円
- ・ 12時間以上13時間未満 250円
- ・ 13時間以上14時間未満 300円

### (2) 施設利用料加算項目（介護報酬上で定められているもの）

サービス内容により、上記施設サービス費に加算されます。

項目	サービス内容・要件等	単位数
理学療法士等体制強化加算 (該当の場合/1日につき)	指定居宅サービス基準に規定する配置基準を超えて、理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置している体制の場合。	30

感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合 3か月間（特別な事情の場合は延長）		算定した単 位数の3 /100に相当 する単位数
リハビリテーション提供体制 加算 （該当の場合/1日につき）	当該施設に配置されている理学療法士等の合計数 が基準となる利用者数以上に配置されている場 合。	12～28
中山間地域等に居住する者へ のサービス提供加算 （該当の場合/1日につき）	通常の事業の実施地域を越えて、通所リハビリテ ーションを行った場合。	所定単位数 の5%
入浴介助加算（※1） （該当の場合/1日につき）	入浴介助を行うことができる人員及び設備を有し ている事業所において、入浴介助を行った場合。	40又は 60
リハビリテーションマネジメ ント加算 （該当の場合/1月につき）	施設の医師等の職種の者が共同で、リハビリテー ションの質を管理した場合。	240～ 793
短期集中個別リハビリテーシ ョン実施加算 （該当の場合/1日につき）	利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用 的動作能力を向上させ、身体機能を回復するた めの集中的なリハビリテーションを実施した場合。	110
認知症短期集中リハビリテー ション実施加算 （該当の場合/1日につき）	認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を 踏まえ、応用的動作や社会適応能力を活かしなが ら、利用者の生活機能を改善するためのリハビリ テーションを実施した場合。	240又は 1,920
生活行為向上リハビリテーシ ョン実施加算 （該当の場合/1月につき）	生活行為の内容充実を図るための目標設定及び当 該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容 を計画書として定め、リハビリテーションを実施 した場合。	1,250
若年性認知症利用者受入加算 （該当の場合/1日につき）	若年性認知症の利用者に対して通所リハビリテー ーションを行った場合。	60
栄養アセスメント加算 （該当の場合/1日につき）	利用者に対して管理栄養士が介護職員等と共同で 栄養アセスメントを行った場合。	50
栄養改善加算 （該当の場合/1回につき）	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利 用者に対し、栄養改善サービスを行った場合。	200
口腔・栄養スクリーニング加 算（該当の場合/1回につき）	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の 健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスク リーニングを行った場合。	5又は 20
口腔機能向上加算 （該当の場合/1回につき）	口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機 能向上を目的として、口腔清掃の指導若しくは実 施又は摂食・嚥下機能に関する訓練を実施した場 合。	150～ 160
重度療養管理加算 （該当の場合/1日につき）	重度の療養管理（要介護度3以上）が必要となる 利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、サ ービスを提供した場合。	100
中重度者ケア体制加算 （該当の場合/1日につき）	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、サ ービス提供を行った場合。	20

科学的介護推進体制加算 (該当の場合/1月につき)	介護サービスの質の向上のため、利用者ごとに心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。	40
サービス提供体制強化加算 (該当の場合/1回につき)	介護サービスの質の向上のため、一定の経験年数を有する介護職員を基準上の割合以上配置した場合。	6～22
介護職員等処遇改善加算 (該当の場合/1月につき)	介護サービスの質の向上のため、介護職員の処遇改善を図った場合。	算定した単位数の 28/1000～ 86/1000に 相当する単位数

※1 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

## (2) その他の料金

(単位：円)

項目	サービス内容・要件等	料金
食費(1日につき)	施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。 なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。	665
基本時間外施設利用料 (1時間あたり)	基本時間以外に施設を利用される場合にお支払いいただきます。	350
理美容代(1回につき)	利用を希望する場合。	3,500 程度
日用品費(1日につき)	ボディソープ、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり、食事用エプロン等の費用になります。	300

## (3) 支払い方法

①毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

②お支払い方法は、当施設指定の口座振替及び銀行振込となります。また、併設医療機関(県立阿南病院)の会計窓口においても支払いができますが、その際は必ず請求書を持参してください。持参されていない場合は、支払いができないことがあります。

## 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる介護保険の給付割合に応じた額と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険及び介護予防の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険及び介護予防の給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、別紙2をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス及び介護予防のサービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス又は介護予防サービスの計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス又は介護予防サービスの計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス又は介護予防サービスの計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

## 個人情報の利用目的

(令和7年1月1日現在)

阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ・入退所等の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④厚生労働省への利用者の介護サービス情報の提供  
国からの要望による、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点に係る取組のための情報提供

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ①当施設の管理運営業務のうち
  - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当施設において行われる学生の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ①当施設の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供
  - ・介護支援専門員等の資格取得または更新に係る研修等で用いる事例及び外部指定研修実施機関への提出

# 通所リハビリテーション利用契約書

## (契約の目的)

第1条 阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、重要事項説明書の改定が行われないう限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

## (身元引受人)

第3条 利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人をたてることのできない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。)以下同じ。)であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本契約等施設に対して負担する一切の債務を利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(2) 通所リハビリテーションが解除もしくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、または利用者が死亡した場合の居合の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当施設、当施設の職員もしくは他の場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

## (利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。ただし、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

## (当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

(1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

(2) 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合

(3) 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合

- (4) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- (5) 利用者又は身元引受人等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメントその他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにも関わらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

#### (利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後までに発行し、送付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
  - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人が指定する者に対して、領収書を交付（送付）します。

#### (記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(療養録については、5年間保管します。)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
  - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に応じないことができます。
  - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は提供されません。
  - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体拘束防止)

- 第8条 当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとともに、当施設の医師が身体拘束に関する記録について、療養録に記載することとします。

#### (虐待防止)

- 第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のために対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人又は

利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。又、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、この契約の同意をもって情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- (6) 介護サービスの質の向上に資するための学会、研究会等での事例研究発表等  
（この場合は、利用者個人が特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における通所リハビリテーションでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者及び身元引受人の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用者の権利、義務憲章）

第14条 医療介護は、利用者と医療介護提供者との信頼関係の上に成り立つもので、その中心はあくまでも利用者であることから、利用者には次のような権利があります。

- (1) 良質な医療・介護を公平に受ける権利
- (2) 個人として尊重される権利
- (3) 十分な説明と情報提供を受ける権利
- (4) 医療介護行為を選択し、決定する権利
- (5) 自分の生活記録の開示を求める権利
- (6) プライバシーが守られる権利

2 医療介護は、利用者と医療介護提供者の協同作業であり、利用者は次のような義務があります。

- (1) 正確な情報を提供するとともに疫病や医療・介護を十分理解するよう努力する義務

- (2) 医療・介護に取り組む義務
- (3) 快適な医療・介護環境づくりに協力する義務

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

当施設は重要事項説明書及び利用契約書に基づいて、長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」のサービス内容及び重要事項を説明いたしました。

事業者名 地方独立行政法人長野県立病院機構

事業所名 長野県阿南介護老人保健施設

アイライフあなん

説明者 職 名 支援相談員

氏 名 東樹拓也

私は、重要事項説明書及び利用契約書により、事業者から施設入所についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者の身元引受人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、利用者の身元引受人、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

住 所 長野県下伊那郡阿南町北條 2009-1  
施設名 地方独立行政法人長野県立病院機構  
長野県阿南介護老人保健施設

所 長 田中 雅人 ⑩

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

利用者の身元引受人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

	請求書・領収書の送付先		緊急連絡先
フリ 氏 名		フリ 氏 名	
住 所		住 所	
電話番号		電話番号	
続 柄		続 柄	